

# 国民健康保険人間ドックの助成額が変わります

◇国民健康保険平成28年度からの人間ドックの検診助成額変更（検診費用の7割助成から一律25,000円助成）について

平成27年10月号広報誌に人間ドックの検診助成額変更のお知らせを掲載しましたが、今回は、①改正に至った経緯、②改正額の根拠について説明します。

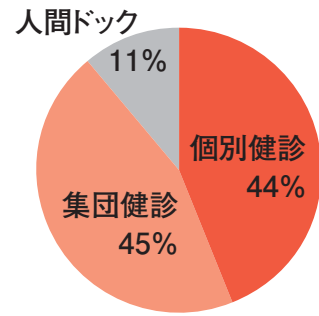
## ①改正に至った経緯

平成26年8月に開催された下野市国民健康保険運営協議会において、国保財政の厳しい状況の中で、一部の加入者しか受けない人間ドックに検診費用の7割もの補助をしている状況は改めるべきではないか、また、特定健診の費用と人間ドックの助成額を比較したとき、公平性に欠けるのではないかとこの意見が出され、その後、3回の協議を重ねて意見が集約され、来年度から人間ドックの検診助成額を変更するに至りました。（特定健康診査と人間ドックの特徴、違いについては表1、受診状況については表2をご覧ください。）

## ②改正額（一律25,000円）の根拠について

次の2つの点により、額を決定しました。  
・特定健康診査費用（約10,000円）とがん検診（肺・胃・大腸）費用（約15,000円）の合計額であること。  
・県内市町の人間ドックの検診助成額の平均額に近い額であること。

※人間ドックには、一般ドック、脳ドック、宿泊ドック、総合ドック等様々な人間ドックがありますが、いずれも任意の受診であること、また、特定健康診査受診者のうち、個別健診と集団健診を受診している人が約9割を占めることを考慮し、一律の補助としました。（左図参照）



◇柔道整復師の施術を受けられる方へ

■国民健康保険の対象となる施術について  
整骨院や接骨院で柔道整復師が行う施術については、日常生活の中での打撲、ねんざ、挫傷（肉ばなれ等）、骨折・脱臼の応急手当（応急手当後の施術は医師の同意が必要）など、原因がはっきりとしている外傷性のケガに対する施術に限定されています。  
次のような場合は、国民健康保険の対象となりませんのでご注意ください。

表2 平成26年度の特定健康診査受診状況(下野市国保)

	受診対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
個別健診	11,374	1,935	17.01
集団健診		2,023	17.79
人間ドック		485	4.26
計		4,443	39.06

意ください。  
・単なる肩こりや、肉体疲労の回復  
・脳疾患後遺症等の慢性病  
・神経痛・リウマチ・関節炎などによる凝りや痛み  
・交通事故が原因の場合  
・業務上の負傷(労災に該当する場合)

## ■柔道整復師の施術を受けるときの注意点

・負傷原因を正しく伝えましょう。  
・病院との重複受診をしないようにしましょう(定期的な医師の検査や、継続して施術が必要かどうかの確認のための受診を除く。)

・領収書を必ず受け取りましょう  
・「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、署名しましょう。  
■医療費の適正化にご協力ください

医療費はみなさまの保険料や自己負担でまかなわれています。一人ひとりが国民健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診することが医療費の適正化につながります。  
納めていただいた保険料を適正に使用するために、施術内容等を確認させていただく場合がありますので、ご協力ください。

## ■問い合わせ先

市民課 ☎(40)55556